

(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定支援業務委託 プロポーザル審査要項

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象者は本市への企画提案書、その他の提出書類（以下、企画提案書等という。）を提出した提案事業者に限る。

2 審査

- (1) 企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も得点の高い提案事業者を受託候補者とする。
- (2) 提案見積書の見積額が見積限度額を超えている場合は、失格とし、審査対象から除外する。
- (3) 審査結果の通知は企画提案書等の提出のあった全ての提案事業者に通知する。
- (4) 審査結果に関する異議等は受け付けない。

3 プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションの準備（5分程度）
- ・提案事業者からの説明（15分程度）
- ・提案事業者への質問（15分程度）
- ・撤収時間（5分程度）
- ・本業務に精通した者の参加を必須とし、参加者は最大で3名とする。
なお Zoom 等によるオンライン出席は認めない。
- ・補足資料の配付及び使用は認めない。
- ・提案内容を簡潔に説明すること。説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機器の使用は可とする。ただし、機器（プロジェクター、パソコン、LANケーブル、OAタップ等）については提案事業者が準備すること。なお、スクリーンについては、本市が準備する。
- ・プロジェクターにより説明する場合は、画面に投影する内容は企画提案書等の内容とすること。
- ・プレゼンテーションは非公開とし、順番は企画提案書等の提出順とする。

4 審査方法

四日市市が設置した「(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」が審査を行い選定する。

委員会において各委員が提案事業者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点の合計を合算した総得点の最も高い提案事業者を受託候補者として特定する。

なお、総得点が、最低水準（評価点の合計に審査委員数を乗じた点数の5割）に達していない提案事業者は失格とする。

5 審査基準

審査項目、主な審査のポイントは下表のとおりとする。

審査項目	主な審査ポイント
①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対し、適切な体制が取れているか ・配置予定の統括責任者及び実務担当者の類似業務の経験、業務履行に向けた適切な人員・業務の実施体制を確保しているか
②業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体での業務実績は、今回の業務に活用できそうか
③業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・作業工程に無理がなく計画的な業務スケジュールが組まれているか
④業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的と内容に沿って、実施方針と実施手順が的確に示されているか
⑤独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、内容を理解した上で提案者の意図やアピールポイントをわかりやすく伝えられているか ・業務を進めるにあたり、評価できる点はあるか
⑥プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか ・質疑応答は適切に対応されているか
⑦提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格に応じて採点